

◎新潟県告示第485号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成29年4月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

登録番号	15011	登録年月日	平成15年7月11日					
登録検査機関の名称	有限会社 新潟米チェックサービス							
代表者氏名	代表取締役 五十嵐 康之							
主たる事務所 の所在地	新潟県新潟市東区卸新町一丁目842番地27							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
農産物検査 を行う区域	農 産 物 検 査 員				成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号	受委託の 区 分	登録検査機関 の 名 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地
新潟県	平岡 俊輝	新潟県新潟市西蒲区赤鎗 290-37	玄米	K1529001				
	五十嵐 一	新潟県新潟市北区葛塚 2454-1	玄米	K1529002				
	山下 憲一	新潟県新潟市西蒲区川崎 385-1	玄米	K1529003				
備 考	略称『(有)新潟米チェックサービス』平成29年4月11日 農産物検査員3名の新規登録。検査員合計17名。							